

商品概要のご説明

— 契約概要 —

■「商品概要のご説明」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しています。契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・理解のうえ、お申込みください。

■この書面に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。保障内容に関する詳細、ならびに主な保険用語の説明等については、後日お送りする「ご契約のしおり／約款」に記載しています。あわせてご確認ください。

◎この商品（特約含む）は、告知項目を限定し、引受基準を緩和することで、持病がある方、入院経験がある方も加入しやすいように設計されています。

このため、保険料は引受基準を緩和していない当社の他の商品と比べて割増しされています。

◎健康状態について、より詳細な告知をいただくことで、保険料が割増しされていない当社の他の商品に契約いただける場合があります。

●商品のしくみについて

「医療保険キュア・サポート・プラス」の正式名称は、「無配当 引受基準緩和型医療保険(2019)」です。

病気やケガによる入院や手術を一生保障します。

■契約例

入院給付金日額5,000円

主契約	無配当 引受基準緩和型医療保険(2019)			一生 涯 保 障
	■疾病入院給付金	1日につき5,000円		
	■災害入院給付金	1日につき5,000円		
	■手術給付金	1回につき5万円（入院中の場合） 1回につき2.5万円（外来の場合）		

● 保険期間／保険料払込期間：終身／終身払^{*1}

* 1 一定期間で払込みが終了する「短期払」もあります。

※契約いただく給付金額・一時金額・保険金額・保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法（払込回数／月払・半年払・年払、払込経路／口座振替扱・クレジットカード払扱）については、申込書記載のとおりとなりますのでご確認ください。

●保障内容について

	給付金名称、支払事由の概要	支払額	支払限度
主契約	■疾病入院給付金 病気で入院したとき	入院給付金日額 × 入院日数	「●支払限度日数について」をご確認ください
	■災害入院給付金 不慮の事故で180日以内に入院したとき	入院給付金日額 × 入院日数	「●支払限度日数について」をご確認ください

	給付金名称、支払事由の概要	支払額	支払限度
主契約	■手術給付金 病気または不慮の事故で約款所定の以下の手術を受けたとき ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料」「放射線治療料」の算定対象として列挙されている診療行為、または「輸血料」の算定対象となる骨髄移植術 ・先進医療に該当する診療行為 約款所定の骨髄幹細胞の採取術を受けたとき（責任開始日の1年後より保障開始）	〈入院中の場合〉 主契約の入院給付金日額の10倍 〈外来の場合〉 主契約の入院給付金日額の5倍	支払回数 無制限

この商品に付加できる主な特約

	給付金・一時金・保険金名称、支払事由の概要	支払額	支払限度
先進医療特約（2019）	■先進医療給付金 病気または不慮の事故で約款所定の先進医療による療養を受けたとき	先進医療にかかる技術料と同額 ^{*2}	契約日から1年間の支払額…50%
先進医療一時金	■先進医療一時金 先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	先進医療給付金の10%相当額 ^{*2}	1回の療養につき50万円限度
引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）（2019）	■死亡保険金 死亡したとき	保険金額	—
リビング・ニーズ特約 ^{*3}	■リビング・ニーズ保険金 余命6か月以内と判断されたとき	被保険者が指定した保険金額（指定保険金額）から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差引いた金額	
入院一時金特約	■入院一時金 主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をしたとき	入院一時金額	通算50回
引受基準緩和型通院治療一時金給付型特約	■通院治療支援一時金 主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院後に、生存して退院したとき	通院治療支援一時金額	通算50回

給付金・一時金・保険金名称、支払事由の概要	支払額	支払限度
■がん一時金 初回：初めてがんと診断確定されたとき ^{*4} 2回目以降：がんの治療を目的として入院を開始したとき	一時金額	支払回数 無制限 (ただし、 1年に1回 を限度)
■急性心筋梗塞一時金 急性心筋梗塞の治療を目的として入院を開始したとき	一時金額	支払回数 無制限 (ただし、 1年に1回 を限度)
■脳卒中一時金 脳卒中の治療を目的として入院を開始したとき	一時金額	支払回数 無制限 (ただし、 1年に1回 を限度)
■がん一時金 初回：初めてがんと診断確定されたとき ^{*4} 2回目以降：がんの治療を目的として入院を開始したとき	がん 一時金額	支払回数 無制限 (ただし、 1年に1回 を限度)

- *2 契約日からその日を含めて1年以内に支払事由に該当した場合、先進医療給付金・先進医療一時金の支払額は50%に削減されます（責任開始日から契約日までの間に支払事由が発生したときも同様に取扱います）。
- *3 「引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）（2019）」を付加した場合に限り、自動的に付加されます。
- *4 診断確定の根拠となった検査の実施日を、がんと診断確定された日として取扱います。

●支払限度日数について

特則適用の有無により支払限度日数が異なります。

①七大生活習慣病入院給付特則適用なし
②七大生活習慣病入院給付特則（三大疾病無制限型）適用あり

①特則適用なし		1入院の支払限度	通算支払限度
主契約	疾病入院給付金	病気による入院	60日
	災害入院給付金	ケガによる入院	60日
②特則適用あり		1入院の支払限度	通算支払限度
主契約	疾病入院給付金	約款所定の七大生活習慣病（三大疾病）による入院	無制限
		約款所定の七大生活習慣病（三大疾病以外）による入院	120日
		病気による入院（上記以外）	60日
	災害入院給付金	ケガによる入院	60日

「約款所定の七大生活習慣病」は次のとおりです。

- ①がん（悪性新生物・上皮内新生物） ②心疾患
 ③脳血管疾患 ④糖尿病 ⑤高血圧性疾患 ⑥肝硬変
 ⑦慢性腎臓病

※このうち「三大疾病」は①がん（悪性新生物・上皮内新生物） ②心疾患 ③脳血管疾患をさします。

◎保障内容に関する注意事項について

- 主契約・特約の各給付金等の支払いは、いずれも責任開始時以後に生じた病気または不慮の事故が対象となります。ただし、責任開始時前に生じた病気でも、責任開始時以後に症状が悪化したこと等によって、入院・手術等が必要であると医師によって判断されたときは、各給付金等をお支払いします。（がんによる場合は、取扱いが異なります。）
- 被保険者が死亡した場合、主契約、特約とも保障は消滅します。またこの商品（主契約）に死亡保険金はありませんが、被保険者が死亡したときに解約払戻金がある場合は契約者にお支払いします。

《入院給付金》

- 1日の入院に対して「疾病入院給付金」と「災害入院給付金」は重複してお支払いしません。
 - 2回以上の入院をした場合でも、「それぞれの入院の原因が同一のとき」もしくは「それぞれの入院の原因に医学上重要な関係がある」場合は、1回の入院とみなします（併発している原因を含みます）。
- ただし、入院給付金の支払われた最終の入院の退院日の翌日（災害入院の場合は事故の日）からその日を含めて181日目以降に開始した入院については、新たな入院とみなします。

七大生活習慣病入院給付特則（三大疾病無制限型）適用ありの場合

七大生活習慣病以外の原因により疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始し、その入院中に、高血圧症以外の七大生活習慣病の治療を開始した場合には、その入院を開始した日から七大生活習慣病の治療を目的として入院したものとみなして、給付金をお支払いします。

《手術給付金》

- 以下の手術等は支払いの対象にはなりません。

傷の処理（創傷処理、デブリードマン）／切開術（皮膚、鼓膜）／骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術／抜歯／異物除去（外耳、鼻腔内）／鼻焼灼術（鼻粘膜、下甲介粘膜）／魚の目、タコ切除術（鶏眼・胼胝切除術）

- 同一の日に複数回手術を受けた場合は、支払額の高いいずれか1回の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。
- 手術料が1日につき算定される手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみ手術給付金をお支払いします。
- 放射線照射または温熱療法による診療行為を複数回受けた場合は、手術給付金の支払いは60日に1回を限度とします。

《引受基準緩和型先進医療特約（2019）》

- 先進医療とは公的医療保険制度にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める医療技術のことで、医療技術ごとに適応症（対象となる病気・症状等）および実施す

る医療機関（施設基準に適合する病院または診療所）が限定されています。

- 医療行為、医療機関および適応症等は、**随時見直しが行われます。**そのため、ご契約時点では先進医療に該当する医療行為、医療機関および適応症等であっても、その後の見直しにより、療養を受けた日現在において、先進医療に該当しない場合、**先進医療給付金、先進医療一時金の支払いの対象とはなりません。**

※最新の情報は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。

- 契約日からその日を含めて**1年以内**に支払事由に該当した場合、**先進医療給付金および先進医療一時金の支払額は50%に削減されます。**

- 先進医療一時金については、同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けた場合は、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。

- 先進医療給付金の支払額の通算が2,000万円に達したとき、この特約は消滅します。

《引受基準緩和型入院一時金特約》

- 主契約の入院給付金が支払われる入院を2回以上したときは、主契約における取扱いとは異なり、それらの入院については入院の原因を問わず1回の入院とみなします。ただし、主契約の入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて181日目以降に開始した入院については、新たな入院とみなします。

- 入院一時金の支払回数が通算して50回に達したとき、または、主契約の疾病入院給付金と災害入院給付金の支払日数がいずれも通算支払限度の1,000日に達したとき（七大生活習慣病入院給付特則を適用した場合は除く）、この特約は消滅します。

《引受基準緩和型通院治療支援特約（退院時一時金給付型）》

- 主契約の入院給付金が支払われる入院を2回以上したときは、主契約における取扱いとは異なり、それらの入院については入院の原因を問わず1回の入院とみなします。ただし、主契約の入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて181日目以降に開始した入院については、新たな入院とみなします。

- 通院治療支援一時金の支払回数が通算して50回に達したとき、または、主契約の疾病入院給付金と災害入院給付金の支払日数がいずれも通算支払限度の1,000日に達したとき（七大生活習慣病入院給付特則を適用した場合は除く）、この特約は消滅します。

《引受基準緩和型重度三疾病一時金特約(2019)》

がん責任開始日前にがんが診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者の知・不知にかかわらず、この特約のがん一時金はお支払いしません。

《引受基準緩和型がん一時金特約(2019)》

がん責任開始日前にがんが診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者の知・不知にかかわらず、この特約は無効となります。

《がんにかかわる保障》

引受基準緩和型重度三疾病一時金特約(2019)・引受基準緩和型がん一時金特約(2019)のがんにかかわる保障は、責任開始日からその日を含めて91日目（がん責任開始日）より開始します。

《がんの診断確定》

医師（または歯科医師）によって、病理組織学的所見（生検を含みます）*により診断確定されることをいいます。ただし、病理組織学的所見（生検を含みます）*が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

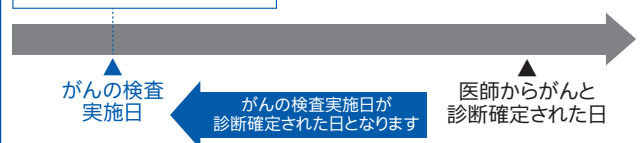
*病変部位の組織を採取し、顕微鏡などで行う検査による所見

《がんが診断確定された日》

この保険では、**診断確定の根拠となった検査の実施日**を「がんが診断確定された日」として取扱います。

※医師からがんが診断確定された日ではありません（医師からがんが告げられた日でもありません）。

「がんが診断確定された日」
として取扱う日



《リビング・ニーズ特約》

- 主契約が消滅したときは特約も消滅します。
- リビング・ニーズ保険金の支払後は、指定保険金額の保障は消滅します。

※詳しくは後日お送りする「ご契約のしおり（しくみ／給付金の支払い）、（特約）、（契約後／給付金等を支払いできない場合）」をご確認ください。

●保険料払込免除について

不慮の事故により、その事故の日から180日以内に、約款所定の身体障害の状態に該当または約款所定の高度障害状態に該当したときは、将来の保険料の払込みが免除されます。※詳しくは後日お送りする「ご契約のしおり（しくみ／保険料の払込免除）、（契約後／給付金等を支払いできない場合）」をご確認ください。

●解約払戻金について

【主契約】

- ・終身払の場合：解約払戻金はありません。
- ・短期払の場合：保険料払込期間中は解約払戻金はありません。

保険料払込期間経過後で、かつ、すべての保険料を払込済みの場合には、主契約の入院給付金日額の10倍の解約払戻金があります。

【引受基準緩和型先進医療特約(2019)・引受基準緩和型入院一時金特約・引受基準緩和型通院治療支援特約（退院時一時金給付型）・引受基準緩和型重度三疾病一時金特約(2019)・引受基準緩和型がん一時金特約(2019)】

保険期間を通じて解約払戻金はありません。

【引受基準緩和型終身保険特約（低解約払戻金型）（2019）】

- ・保険料払込期間（＝低解約払戻金期間）中に解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の解約払戻金の7割に抑制されています。
- ・解約払戻金の額は、契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。
- ・低解約払戻金期間経過後に解約した場合でも、低解約払戻金期間内のすべての保険料の払込みがないときは、解約払戻金は抑制されます。

●**配当金・満期保険金について**

この商品に配当金・満期保険金はありません。

●**その他の注意事項について**

契約者貸付、保険料の自動振替貸付は取扱いません。